

令和3年第2回養老町定例会会議録

令和3年第2回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和3年6月4日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第6号 令和2年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第7号 令和2年度養老町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第6 報告第8号 令和2年度養老町公共下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 議案第47号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 養老町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第14 議案第54号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第55号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第16 議案第56号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第57号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 選任第6号 予算特別委員会委員の選任について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫
7番	大橋三男	8番	吉田太郎
9番	早崎百合子	10番	野村永一夫
11番	田中敏弘	12番	松永民夫
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	尾前眞理
総務部税務課長	問山剛	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	若山実穂	産業建設部長	松岡弘泰
特命事項推進監兼 産業建設部 建設課長	藤田勝彦	副特命事項推進監兼 産業建設部 水道課長	高木善太郎
産業建設部 産業観光課長	竹中修	会計管理者兼 会計課長	高橋正人
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	飯田泰代
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	廣澤幸雄
消防次長兼 消防総務課長	大倉巧		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長（北倉義博君） おはようございます。

令和3年第2回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

ここで開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いします。傍聴席の皆さんも御一緒をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（北倉義博君） ありがとうございます。御着席ください。

これより養老町みんなで「孝子」条例の表彰を行います。

この表彰は、平成29年9月に養老改元1300年を契機に制定された養老町みんなで「孝子」条例に基づくものであります。孝子伝説が残る養老町において、これを実践している町民を表彰することで、町民が豊かな心と郷土への誇りを持つことに寄与しようとするもので、養老町議会がこれに該当する町民を推薦し、選定を経て表彰者を決定しております。本日の被表彰者は、養老町室原の富長覚梁氏でございましたが、体調不良により残念ながら御欠席でございますので、この場では功績のみを紹介させていただき、表彰状については後日に届けさせていただきたいと思っております。

富長覚梁氏は、養老町が平成12年度に開始した家族の絆をテーマとした愛の詩の全国募集にその当初から選考委員として関わり、22年にわたってこの事業を牽引してこられました。22年の間に、全国から養老町に寄せられた詩の総数は4万3,252編に上ります。このように、親孝行のふるさととしての養老町を全国に広く発信し、町民が郷土に誇りを持つことに寄与された功績をたたえ、特別賞を贈りたいと思っております。富長氏は本日御欠席でありますので、ここで大きな拍手をお贈りしまして、感謝の意に代えさせていただきたいと思っております。（拍手）

続きまして、昨年の5月から1年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の吉田太郎君に、この議場において感謝状を贈呈したいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、吉田太郎君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

○議長（北倉義博君） 本日の会議は全員出席であります。

なお、町広報委員に限り、今定例会開会中の議場内の写真撮影、並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから令和3年第2回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（北倉義博君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、5番 岩永義仁君、6番 長澤龍夫君を指名します。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、5月28日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 野村永一君。

○議会運営委員長（野村永一君） 議会運営委員会報告をいたします。

去る5月28日午前9時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第2回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、6月4日金曜から6月18日金曜までの15日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会2日目の6月17日木曜に行うこととして、発言順序はくじ引によることと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、一般会計及び事業会計の繰越計算書の報告3件、条例の一部改正及び廃止7件、組合規約の変更に関する協議1件、令和3年度特別会計の繰入れの変更1件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算2件、以上、計14件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第4、令和2年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による議会への報告、日程第5、令和2年度養老町一般会計予算事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定による議会への報告、日程第6、令和2年度養老町公共下水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定による議会への報告がありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第7、養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第14、西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてまでの計8議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために所管の総務民生委員会へその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質

疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第15、令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第17、令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）までの計3議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、総務民生委員会は6月9日水曜、午前9時30分から開催するよう、予算特別委員会は6月10日木曜、午前9時30分から開催するよう各委員長へ要請すること。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び養老町議会会議規則第130条第1項の規定により、議会最終日に上程し、審議すること。

以上のとおり決定いたしました。

次に、議場での新型コロナウイルス感染症対策としましては、前回と同様に、傍聴者も含めて議場内ではマスクを着用することとし、説明、質問、答弁についても、大橋町長と一般質問者を除いては自席にて着席のまま行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信及び録画配信を行い、一般質問についてはケーブルテレビによるテレビ収録を行うこと。以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月4日から6月18日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月4日から6月18日までの15日間と決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年度の4月分及び令和3年度の4月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、養老町土地開発公社、養老の郷づくり株式会社、公益財団法人養老町スポーツ連盟より、経理状況を説明する書類として決算報告書が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで町長の挨拶をお願いします。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第2回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、大変足元の悪い中、議員各位にはお忙しい中を御出席賜り、厚くお礼を申し上げます。役場本庁舎の機械設備改修工事が始まり、来庁される皆様には御不便、御迷惑をおかけいたしております。開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

先月、岐阜県にまん延防止等重点措置区域の指定がなされ、また6月20日までに延長されております。この間、町民の皆様、事業者の皆様には、時短要請に始まり、再度酒類の提供の禁止、カラオケの利用自粛など、日々の生活や営業活動が大きく制限される中、それぞれのお立場から感染予防、感染拡大防止に御理解と御協力をいただいておりますこと、改めて深く感謝を申し上げます。なかなか新規の感染者数が減らない状況であり、飲食対策、外出・移動の自粛、教育現場での対応、イベント等の制限など、感染防止対策や広報活動をしっかり行いながら、より一層気を引き締めて取り組んでまいりたいと思います。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。全国的に医療従事者の確保が難しいと言われ、東京や大阪などでは自衛隊による大規模接種、従業員1,000人以上の企業や大学などでは集団接種も行われようとしております。本町では、郡医師会、区長連絡協議会、関係機関の協力の下、65歳以上の希望者を対象に集団接種を実施しており、7月末までに何とか完了するよう鋭意努力をいたしておるところでございます。今後は、まず基礎疾患のある方、高齢者施設の従事者から優先し、その後、64歳から16歳までの方について、年齢を区切るなど、どのようにするのか、集団接種と併せて町内の各クリニックにも御協力をいただき進めてまいりたいと考えております。引き続き、全力でコロナ対策に取り組んでおりますので、議員各位並びに町民の皆様におかれましても、改めて支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、話は変わりますが、平成3年6月3日に発生いたしました長崎県の雲仙普賢岳の火砕流から30年という月日がたちました。43名の方がお亡くなりになられ、マスコミ報道でその自然災害の恐ろしさをまざまざと思い知らされた大災害の一つでもあり、今も鮮明に当時の記憶がよみがえります。本町でも多くの災害を経験しておりますので、20日ほど早く梅雨、出水期に入り、コロナ禍ではありますが、防災の面、あるいは水防の面、危機管理全般にわたってしっかりと対応してまいりたいと考えております。町民の皆様におかれましても、いま一度自身の危機管理意識を高めていただきたいと思います。

なお、本定例会には、報告案件が3件、条例の一部改正が7件、一部事務組合理約の変更協議が1件、特別会計の繰入れ及び補正予算関連が3件、合わせて14件の議案を上程しております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、

冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第4、報告第6号 令和2年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第6号 令和2年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

この計算書につきましては、令和2年9月の第3回定例会、12月の第4回定例会、令和3年2月の第1回臨時会及び3月の第1回定例会において議決を、また令和3年5月の第2回臨時会において承認を得ました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、戸籍住民基本台帳事務費1,461万9,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業（こども園等維持管理）2,693万9,000円、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業2,512万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業（経済対策）1,046万5,000円、道路新設改良費56万6,000円、養老町下水道事業会計雨水処理負担金22万5,000円、小学校校舎等施設整備事業737万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校保健衛生）600万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業（中学校保健衛生）240万2,000円、合計9事業で9,371万7,000円でございます。

以上で、報告第6号 令和2年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第5、報告第7号 令和2年度養老町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

本件は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第7号 令和2年度養老町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

この計算書につきましては、令和2年度予算に計上しておりました消防費の養老町防

災行政無線デジタル化整備事業につきまして、繰越計算書記載の理由により、年度内での事業の完了が困難となったため令和3年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会へ報告するものでございます。

事業の繰越額につきましては、工事請負費5,863万5,000円、設計管理委託料46万3,100円、合計5,909万8,100円でございます。

以上で、報告第7号 令和2年度養老町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第6、報告第8号 令和2年度養老町公共下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第8号 令和2年度養老町公共下水道事業会計予算繰越計算書について御説明をさせていただきます。

この計算書につきましては、令和3年3月の第1回定例会において議決を得ました繰越明許費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会へ報告するものでございます。

繰越額につきましては、建設改良費の雨水ポンプ場費3,475万円でございます。

以上で、報告第8号 令和2年度養老町公共下水道事業会計予算繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第7、議案第47号から日程第17、議案第57号までの計11件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第7、議案第47号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第47号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

本町では、住民の利便性の向上を目的として、全国のコンビニエンスストアなどの店舗に設置されている多機能端末機から、個人番号カードを使用して印鑑登録証明書等を

取得できるサービスの開始に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

令和3年第2回養老町議会定例会資料の養老町印鑑条例新旧対照表を御覧ください。

このたびの条例改正は、第16条中、「前条」を「第14条」に改め、同条を第17条とし、新たに第16条として多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について加えるものです。また、それに伴い、第17条から第23条までを1条ずつ繰下げを行います。

なお、この条例は、令和3年8月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは伺いたいと思っております。

先ほど町長の説明がございましたように、3月定例会初日の町長の施政方針の中で、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で住民票の写しなど、全国どこからでも取得することができるということで大変ありがたくなるわけですが、去る5月19日に国会の参議院で9本の法律を改正する地方分権一括法が可決成立いたしました。新聞報道によると、郵便局で転出届を受けられるようになって、従来の住民票写し、戸籍謄本等の請求などができまして、さらに住民の利便性の向上につながると掲載しております。

そこで、3月定例会の予算総括質疑でも伺いましたが、全国では5万5,000店舗があると、コンビニが。そういう回答も得ましたけど、今日は養老町内のサービス対象のコンビニ店舗数はどれほどになるのかと、その1点と、それからコンビニエンスストア等ということで、この等の中には将来、今申しましたように郵便局とかショッピングセンター等でも同等のサービスが受けられるようになるのか、ここで確認したいと思います。2点についてよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） ただいまの田中議員の御質問につきましてお

答えをさせていただきます。

現在対象となる町内のコンビニエンスストアは10店舗でございます。

また、コンビニエンスストア等ということで、その他のところにつきましては、大手スーパー等で多機能端末機が設置されている店舗が利用可能となるというところがございます。また、郵便局につきましては、今後個別に協議も必要になってくるということをお伺いしておりますので、今後検討させていただきたいというところがございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第8、議案第48号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第48号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

このたびの改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたことにより、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町個人情報保護条例の新旧対照表を御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、転職時等において使用者間での特定個人情報を提供できる法第

19条第4号の追加に伴い、本条例中、第18条中の引用法律の号ずれを改正するものです。また、情報提供ネットワークシステムの所管が新たに設置されるデジタル庁に変更されることに伴い、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

なお、この条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 次の議第49号にも関わる総括質疑だというふうに御理解いただきたいと思っております。

1点目は、現行の個人情報保護法制では、個人情報の取扱いに当たり利用目的をできる限り特定し、第三者提供はあらかじめ本人の同意を得ることを原則としています。したがって、収集した個人情報を本人の同意を得ず、当初とは異なる目的のために流用したり、無断で第三者に提供したり、必要以上に大量の個人情報を収集することは法に触れるとされ、一定の規制が設けられてきました。今回の改正で、町の許容される独自の保護措置を狭める仕組みになってはいないか懸念されます。さらに、個人情報保護を求める町民に応えた自治体独自の取組を掘り崩しはしないか、その点についてお答えいただきたいと思っております。

2点目は、自治体は、匿名加工制度の創設により管理リスクが増し、過重負担になる問題を引き起こさないでしょうか。

3点目は、自治体は、2025年度までに主要17業務を処理するシステム、基幹系システムをデジタル庁が示す基準に適合し、ガバメントクラウドを利用した新システムに移行することを目指すとしていますが、県レベルで町との協議はあるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（北倉義博君） 川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

個人情報の保護、おっしゃるとおり職員が注意して取り扱わなければならない業務の一つだと考えております。このたびの条例改正では、以前から運用している個人情報保護法において、町独自の保護措置を狭めるような仕組みとなっているものではございません。使用者間での個人情報のやり取りについては、当然のことですけれども、御本人の同意が必須となります。また、個人情報保護を求める町民に対し、今後において制限

を設けるような措置になることはございません。

2点目でございます。現時点におきまして、当町に過重負担等の問題を引き起こしている状況はございませんが、関係各所と連携し、過重負担とならないように努めてまいりたいと考えております。

3点目でございます。現時点におきまして、政府の情報システムについて、共通的な基盤機能を提供する複数のクラウドサービス、いわゆるガバメントクラウドの利用にしまして県との協議はなされておられません。国の内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室のほうから、これに対する地方自治体によるガバメントクラウドの活用についての案は、本年、3年2月に示されております。今後につきまして、個人情報の保護に係る運用につきましては、国・県の動向を注視し、関係各所と連携し、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） デジタル化により便利になる部分もございますが、個人情報保護は何より優先されなければならないということを指摘しておきたいと思っております。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第9、議案第49号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第49号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

このたびの改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたことにより、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表を御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、転職時等において使用者間での特定個人情報を提供できる法第19条第4号の追加に伴い、本条例中の第1条及び第5条中の引用法律の号ずれを改正するものです。

なお、この条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査いたしたいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第10、議案第50号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第50号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

このたびの改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたことにより、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町手数料条例新旧対照表を御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、地方公共団体情報システム機構は、個人番号カードの発行事務に関し手数料を徴収することができ、その徴収業務を市町村長へ委託できることが規定されたことにより、本条例別表の11の項の個人番号カードの再交付手数料を削るものです。

なお、この条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 総括質疑にふさわしくないかもしれませんが、前年度実績でどれくらいの手数料減になりますか、分かる範囲でお答えください。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） 令和元年及び令和2年度の件数でございますけれども、令和元年につきましては3件で2,400円、令和2年度で15件で1万2,000円で実績がございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第11、議案第51号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第51号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）により所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 若山子ども課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（若山実穂君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

この改正は、令和3年4月1日施行の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号）に準じ用語整理を行うものと、併せて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）により、家庭的保育事業者等及びその職員において、これまで書面に行っていた記録、作成を電磁的方法により行うことができるよう改正を行うものです。

第7条第1項及び第5項では、基準省令に準じた用語整理を行うものです。

第50条では、家庭的保育事業者等及びその職員において、これまで書面にて行っていた記録、作成を電磁的方法により行うことができるよう規定するものです。

なお、施行日は、令和3年7月1日から施行するものとします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 本条例において、書面に代えて電磁的記録にて作成することができるということなんですけれども、いわゆるこのデータはどのような形で、どこに今後保存、保管されていくのかというのをお答えいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 若山子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（若山実穂君） ただいまの岩永議員の質問にお答えさせていただきます。

この改正ではできるということになっただけですので、今後はどこに保存できるかどうかは検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 改正の資料の今の2ページの第50条なんですが、下から3行目、「（電子的方式、磁氣的方式その他）「、」は要りませんか。これだと、「磁氣的方式その他人の知覚によって」というふうに読めるんですが、これは本則というか、国のほうの改正ではこのようになっていますか。

時間を取っていただいて恐縮ですので、後で確認して報告していただければ結構です。

○議長（北倉義博君） それでは、そのようにしてください。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第12、議案第52号 養老町特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第52号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

令和3年4月1日施行の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第23号）に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 若山子ども課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（若山実穂君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

令和3年4月1日施行の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令につきましては、国家戦略特別区域の連携施設に関する改正であるため、国家戦略特別区域でない当町に関しては、第43条第4項及び第5項において基準府令に準じた改正を行うものです。

なお、施行日は、公布の日から施行するものとします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第13、議案第53号 養老町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第53号 養老町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止について説明をさせていただきます。

養老町地域福祉センターは、平成4年に高齢者のデイサービス事業などを行うため設置され、介護保険制度創設後は指定管理者制度に移行し、平成28年度、指定管理者期間満了後はデイサービス事業を行う事業者がなく、休館としておりました。今後も同様の用途で施設を存続する見込みがないことから、他の用途に変更するため、養老町地域福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第53号 養老町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 5月の臨時会において、この地域福祉センターをテレワーク施設に用途変更するという事で、非常にいい方針づけかなと思っておりますが、担当課にお尋ねしますが、今後この施設運用について利用方針はどのように今考えておられるのか、ちょっと関連してこの際お尋ねしたいと思っております。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま田中議員の御質問ですが、私のほうから御回答させていただきたいと思っております。

現在、設計、施工並びに運営管理の方法についての一括発注ということで、プロポーザル方式にて応募をかけているところでございます。したがって、今後の施設の運営や管理につきましては、そこでよりよい御提案をいただいたものを採用して、今後の運営というふうにさせていただきたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 議会に対して、決定してからじゃなくて、中間でもいいですので、ちょっとアプローチをお願いします。一応要望しておきます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時45分からとします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

先ほどの水谷議員の質疑に対して執行より答弁をお願いします。

川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 先ほど即答できませんで大変申し訳ありませんでした。例規を担当する総務部のほうから回答させていただきます。

ただいまの質問で、国からの省令にも点は入っておりません。点を打つと意味合いが変わってくるということで、こういう場合は点を打たないということになっております。今回は、人ということが次についたので、他人と読めちゃうというところで、点をつけると分かりやすいのですが、法制執務上のルールでは点は打たないということになっております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第14、議案第54号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第54号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について説明をさせていただきます。

西南濃粗大廃棄物処理組合の管理者及び副管理者などの選任方法につきまして、安定した組合事業の運営と事務の効率化を図るため、管理者及び副管理者について、管理者を大垣市長、副管理者を養老町長とし、会計管理者については大垣市の会計管理者にそ

れぞれ固定し、それに伴い、組合議員に大垣市の副市長、大垣市及び養老町の廃棄物事務を所管する部長を加えるため、本規約中、議会の組織及び議員の運営の選任の方法及び執行機関の選任方法について、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、岐阜県知事の許可のあった日から施行します。

以上、議案第54号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についての提案説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第15、議案第55号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第55号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について御説明させていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第57号の令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）で管理費の増加に伴い、一般会計からの繰入金を340万円増額しております。養老町立食肉事業センター管理費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を9,500万円に変更するものでございます。

以上で、議案第55号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第16、議案第56号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第56号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億4,103万円を追加し、予算総額を117億4,546万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したコロナ対策事業の計上、子育て世帯生活支援特別給付金事業、企業誘致推進事業費、地域活動拠点バリアフリー化事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から御説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費では、電算及び文書印刷管理費で、職員の多様な働き方に対し、ICT化による業務の効率化を図るため、備品購入費等で596万2,000円を増額いたしました。

款2総務費、項4選挙費、1目選挙管理委員会費では、投票所内感染症対策事業で、感染症対策として各投票所に自動交付機を導入するため、695万8,000円を増額いたしました。

10、11ページを御覧ください。

款9 消防費、項1 消防費、3目 防災費では、避難所感染症対策事業で、避難所における感染症対策に必要な資材購入費として546万5,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款1 町税、項2 固定資産税、1目 固定資産税では、年度末に申告がございました大規模事業用家屋の家屋評価並びに附属償却資産の評価額が確定したことにより2,200万円を増額いたしました。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億4,196万3,000円を増額いたしました。

なお、この交付金は、令和3年度当初予算補正（第1号）及び今回の補正（第2号）のそれぞれの該当事業に充当しておりますので、その財源更正、または財源充当の内訳につきまして説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費、2目 文書広報費、法規管理費209万円。

5目 財産管理費、庁舎等管理費102万5,000円、電算及び文書印刷管理費596万2,000円。

6目 企画費、地域公共交通網形成計画推進事業34万8,000円。

7目 地域振興費、オンデマンドバス運行事業費3万5,000円。

同じく款2 総務費の項4 選挙費、1目 選挙管理委員会費、投票所内感染症対策事業695万8,000円。

款3 民生費、項1 社会福祉費、5目 隣保館費、福祉センター維持管理事務費22万9,000円。

9目 心身障害者福祉センター費、心身障害者福祉センター維持管理事務事業36万3,000円。

同じく民生費、項2 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、公立認定こども園等維持管理事業58万9,000円、私立園施設抗ウイルスコーティング施工補助事業550万9,000円。

4目 児童発達支援費、児童発達支援事業37万6,000円。

10、11ページを御覧ください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、6目 保健センター費、保健センター維持管理事業34万2,000円。

款6 農林水産業費、項1 農業費、3目 農業振興費、花いっぱい応援事業105万円。

款7 商工費、項1 商工費、2目 商工業振興費、商工業振興事業費396万円、特産ブランド認証・促進事業347万4,000円、Back to the YOROキャンペーン事業1,131万8,000円、ふる里養老に帰ろう事業991万7,000円、地域消費活性デジタル化事業917万円、養老町事業再構築等副業・兼業人材活用支援事業278万2,000円、小規模事業者ネクストチャレンジ事業1,128万2,000円。

款9消防費、項1消防費、1目常備消防費、常備消防維持管理運営事業32万9,000円、常備消防関係車両等購入事業295万4,000円、安全衛生管理推進事業474万円。

3目防災費、避難所感染症対策事業273万3,000円。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費、小学校保健衛生事業87万8,000円。

3目学校給食費、小学校給食施設整備事業26万9,000円。

12、13ページを御覧ください。

同じく教育費、項3中学校費、1目学校管理費、中学校保健衛生事業34万3,000円。

同じく教育費の項4社会教育費、2目社会教育総務費、成人式事業147万円、新成人応援事業350万4,000円。

3目公民館費、地域活動拠点バリアフリー化事業4,117万3,000円。

7目図書館費、図書館環境整備事業49万6,000円。

同じく教育費の保健体育費、1目保健体育総務費、デジタル技術活用ウォーキング普及事業149万6,000円。

2目総合体育館費、総合体育館維持管理費480万2,000円となりまして、それぞれ財源更正、または財源充当を行いました。

続いて、歳入に戻りまして、6ページ、7ページを御覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、7目消防費県補助金では、避難所環境整備事業費補助金として273万2,000円を増額いたしました。

また、予算額の増減がございませんので、本予算書に記載はございませんが、款18繰入金、項1基金繰入金、5目ふるさと応援基金繰入金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実に伴う財源更正により、充当先事業の変更を行いました。

充当先の事業の内訳は、10、11ページの款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費、企業誘致推進事業費320万円、3目観光費、養老公園回遊性向上事業50万円で、それぞれ財源更正を行いました。

また、歳入に戻りまして、6、7ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額4,790万6,000円を増額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、5目隣保館費の福祉センター維持管理事務費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、福祉センターの空調機等に除菌剤を設置するため22万9,000円を増額いたしました。

同じく 9 目心身障害者福祉センター費の心身障害者福祉センター維持管理事務事業におきましても、同様に36万3,000円を増額いたしました。

次に、項 2 児童福祉費、1 目児童福祉総務費の公立認定こども園等維持管理事業では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、公立こども園 6 施設への除菌衛生用品購入費27万8,000円及び養老こども園、広幡こども園において、調理室等の水栓を自動化するための工事請負費として31万1,000円の計58万9,000円を計上いたしました。

また、地域子ども・子育て支援事業感染拡大防止対策事業では、子ども・子育て支援交付金を活用し、各施設の感染防止対策用の消毒液等の物品購入費として210万円、パーティション等感染防止用の備品購入費として210万円の計420万円を計上いたしました。

また、私立園の施設抗ウイルスコーティング施工補助事業では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子供たちが安全・安心して園生活を送れるよう、私立園での保育室等に抗菌・抗ウイルスコーティングの施工を支援するための補助金として550万9,000円を計上いたしました。

また、子育て世帯生活支援特別給付金事業では、低所得者の子育て世帯に対する給付費及び給付に係るシステム改修委託費や事務費などとして2,549万9,000円を計上いたしました。

次に、4 目児童発達支援費の児童発達支援事業では、福祉センター維持管理事務費と同様に、そよかぜ高田教室及び飯田教室の空調機等に殺菌剤を設置するため、37万6,000円を増額いたしました。

10ページ、11ページを御覧ください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、6 目保健センター費の保健センター維持管理事業におきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、空調機等に殺菌剤を設置するため、34万2,000円を増額いたしました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項 2 国庫補助金、2 目民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援事業補助金として140万円、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金として2,160万円、子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金として389万9,000円の計2,689万9,000を計上いたしました。

また、款15県支出金、項 2 県補助金、2 目民生費県補助金では、子ども・子育て支援事業補助金として140万円を計上いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 松岡産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさ

せていただきます。

最初に、8、9ページを御覧ください。

歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費の庁舎等管理費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、庁舎窓口、会議室及びトイレに設置する除菌衛生用品購入費として42万6,000円、庁舎電話機の消毒委託費として25万5,000円、合わせまして68万1,000円を増額いたしました。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の花いっぱい応援事業では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、各種イベント等の中止、または縮小により、花卉の需要が低迷し、売上げが減少している生産者や生花店を支援するため、町内の福祉施設や公共施設に配付するための花卉を購入する費用として105万円を計上いたしました。

次に、4目畜産業費の畜産振興事業費で、動物系固形不要物処理を委託していました事業所が撤退したことに伴い、処分方法の変更が生じたので、処分費用が大幅に増額されたことから、特別会計への繰出金340万円、食肉基幹市場建設促進事業費で建設用地を確定するための資料作成に係る環境影響調査業務並びに用地取得計画書作成業務の委託料として1,463万3,000円を計上いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費の商工業振興事業費では、創業支援補助金の100万円、企業誘致推進事業費で大規模事業用家屋の固定資産税額等の確定に伴い、工場等設置奨励金及び雇用促進奨励金の6,449万6,000円、Back to the YOROキャンペーン事業として、商工会が発行する地域商品券の配付費用で1,131万8,000円、ふる里養老に帰ろう事業として、養老町に帰省していただいた折に使用された公共交通などの利用代金に応じて、商工会が発行する地域商品券の配付費用で991万7,000円、地域消費活性デジタル化事業で町内店舗のキャッシュレス端末の普及促進のための委託料等で917万円、養老町事業再構築等副業・兼業人材活用支援事業でポストコロナ、ウイズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、プロフェッショナルな人材を活用して今後の事業活動に資する新たな取組を実施する町内中小企業等に対する補助金等で278万2,000円、小規模事業者ネクストチャレンジ事業で、コロナ禍において中小規模事業者の業種転換などの取組に対する補助金等で1,128万2,000円を計上し、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の事業不採択のため、商工振興事業費で198万円、3目観光費の養老公園回遊性向上事業で50万円、地方創生推進交付金の充当先の修正のため、特産ブランド認証促進事業から観光費の養老公園観光拠点整備プロジェクトに173万7,000円をそれぞれ財源更正いたしました。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。

歳入について御説明させていただきます。

予算額の増減がございませんので、本予算書に記載はございませんが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、4目商工費国庫補助金では、地方創生推進交付金の充当先の変更を行いまして、款15県支出金、項2県補助金、5目商工費県補助金では、事業が不採択のため、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金を248万円減額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、自席にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出の説明をさせていただきます。

10ページ、11ページを御覧ください。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校保健衛生事業では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、各小学校の教室にCO₂モニターを設置する経費として87万8,000円を計上いたしました。

同じく小学校校舎等施設整備事業では、学校への遊具の寄附を受け遊具を設置することに伴い、現在使用禁止になっている遊具の撤去に係る経費として139万7,000円を計上いたしました。

12ページ、13ページを御覧ください。

項3中学校費、1目学校管理費の中学校保健衛生事業では、小学校保健衛生事業と同様に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、各中学校の教室にCO₂モニターを設置する経費として34万3,000円を計上いたしました。

次に、項4社会教育費、3目公民館費の地域活動拠点バリアフリー化事業では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、アフターコロナにおいて積極的な地域活動を促すため、高田公民館に高齢者も障害者もスムーズに移動ができるようエレベーターの設置に係る経費として、設計監理委託料で279万4,000円、工事請負費で3,837万9,000円を計上いたしました。

次に、7目図書館費の図書館環境整備事業では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策として、空気清浄機等の購入に係る経費として49万6,000円を計上いたしました。

続きまして、項5保健体育費、1目保健体育総務費のスポーツ振興推進事業では、町民プールの一時休館に伴い、現在実施しているスポーツ教室の代替事業を予定している教室の講師指導業務委託料として144万円を計上いたしました。

次に、2目総合体育館費の総合体育館維持管理費では、現在町民プールのトレーニングルームで使用しているトレーニング機器を町総合体育館へ移動させるための機器搬入業務委託料として53万9,000円を計上いたしました。

また、スポーツ教室の開催に伴い、総合体育館に空調を整備するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、空調の工事請負費として471万9,000円、空調機に除菌剤を設置する経費として8万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6ページ、7ページを御覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、8目教育費県補助金では、デジタル技術活用ウォーキング普及事業における岐阜県清流の国ぎふ推進補助金が不採択となったため、74万円を減額いたしました。

次に、款20諸収入、項4雑入、6目雑入では、各種講座等参加費として、スポーツ教室参加料135万円を計上いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 廣澤消防長、自席にて補足説明。

○消防長（廣澤幸雄君） それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出を御説明させていただきます。

10、11ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、1目常備消防費、安全衛生管理推進事業では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全ての救急搬送において、新型コロナウイルス感染症を想定し対応する必要があるため、救急搬送に係る感染防止対策物品の購入費として234万1,000円を計上いたしました。

また、消防庁舎感染防止対策として、水栓を非接触型に取り替えるための工事請負費として71万3,000円を計上しました。

次に、職員間の感染防止対策として、空気呼吸器の共有部、いわゆる火災のときにつけますマスクを個人貸与として、また救急使用物品を滅菌するための機器を導入するため、備品購入費として168万7,000円を計上しました。

以上で、消防本部関係の補足説明を終わります。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 今回の歳出の中では、国からの補助金を使って大分いろんな事業を提案していただいております。特に、商工関連ですね、過去にも見たことのある事業

ですとか、目新しいものですかあるわけですがけれども、むやみやたらにあるメニューを取っていったというわけではなくて、何らかの戦略とか思惑を持ってやっていると思うんで、その辺りの戦略的な思想、思考について伺いたしたいと思います。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 商工振興費ということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年度も行いました事業も含まれておりますし、新たに取り入れたものもございます。こちらにつきましては、当然今コロナ禍ということでもございますし、今後アフターコロナということもございますので、それらを見据えた形で、今後関係人口等を増やしてまいりたいと思いますので、そのようなことで事業のほうを上げさせていただきます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） その中でもちょっとお聞きしておきたいんですけれども、住民への還元性というのはどのように担保されておるといふか、意識されておるか、その辺りについてもう少し踏み込んでお聞きしたいと思います。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） こちらにつきましては、商工振興事業費ということですので、町民の皆さんという大枠ということはなく、商工事業に携われる方、またそれに関係される方ということで、幅広いところで関係してくるといふふうに考えております。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 1点について伺いたしたいと思います。

結論的には、PCR検査の体制を取れないかということをごさいますして、ちょっと書いてきましたので読みます。

新型コロナウイルス感染症から住民を守るため、身近な自治体がやることは限りなくあると思います。当面の大きな課題であった高齢者の希望者へのワクチン接種、数々の問題を抱えながら始まりました。今後は、現役世代、64歳以下のワクチン接種に移行していくわけですが、順調に行えることを願っております。クラスター防止のための重点的な検査、感染者を適切な医療につなげる体制づくり、感染者の心のケアと社会復帰のサポート、中小企業経営者への支援、生活保護をはじめ既存のセーフティーネットの徹底した柔軟対応など役割は極めて大きく、まさに養老町の真価が問われている状況にあると考えております。

5月臨時会において、新型コロナウイルスワクチン接種事業やプレミアム付商品券事業について、相応の補正予算の提案があり議決したところですが、今回伺いたいのは、コロナが依然として感染拡大が止まらず、大阪市などでは感染力の強い変異株感染拡大のため医療崩壊し、相次いでコロナ感染者が入院かなわらず自宅で亡くなるケースの報道がありました。また、高齢者が入所されている介護施設での感染者が全国で累計9,490人、亡くなった方が486人あり、昨年5月、共同通信社が実施した同様の調査と比較すると、コロナ感染者は1年で約20倍となったとメディア報道がありました。

そこで、当町独自の施策として、町民の安心・安全な環境整備、すなわちPCR検査の実施を望みますが、今後の方針を伺いたいと思います。特に、介護施設の入所者や職員に対する検査、また県内先進事例として、飛騨市が新型コロナウイルス感染の有無を調べる検査機器を市内の医療機関に貸し出し、短時間、13分で結果が出る検査を1回3,000円で受けられるようにすると公表して運用していますし、これは事業所のクラスター対策、また笠松町は学校で新型コロナウイルス感染が拡大するのを防ごうと、小・中学校の教職員などを対象に、定期的に、2週間に1回ですが、PCR検査を行うことを決め、9月上旬まで検査を続けると予定しております。以上、申し添えましたが、当町の見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

高齢者へのワクチン接種は始まりましたが、議員のおっしゃるとおり、高齢者入所施設での感染者の拡大は憂慮されているところでございます。高齢者の入所施設でのPCR検査につきましては、予防的検査として、県の主導により本年4月から希望する施設で実施されており、本町ではこれまでに障害者施設を含む6施設で実施されております。また、第4波の緊急事態対策として、実施されていない施設に対しては、県と協力して検査の実施を要請していく予定でございます。

現在は、町内の医療機関の協力を得て、ワクチン接種に注力をいただいているところでございます。自費によるPCR検査につきましては、町内で実施している診療所はないことから、養老郡医師会に意見を伺いながら、まずはワクチン接種に全力を挙げてまいりたいというふうに存じます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 国の第3次補正予算に追加された地方創生臨時交付金の地方単独事業分1兆円のうち、約7,600億円が2021年度に繰り越され、活用できることと承知しています。自治体から内閣府への実施計画受付締切りは4月末と7月末の2回で、岐阜県の繰越額は58億7,704万7,000円で、繰越率は59.2%、市町村分では75億4,858万

4,000円で、繰越率は74.6%と承知しています。この市町村分の繰越額は、全国と比較すると非常に高い数値だと理解しています。

それで質問ですが、今回の繰越金額の町への提示はいつあったのでしょうか。今回の補正が3次分最後の繰越額でしょうか。だとしたら、総額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の当町への交付総額は幾らになっているのでしょうか。

2点目は、先ほど商工関係での質問がございましたけど、全体的に具体的な活用についての骨子案はどのように検討されたのか、その2点で伺いたいと思います。

○議長（北倉義博君） 川地副町長、自席で答弁。

○副町長（川地憲元君） ただいまの水谷議員の御質問に、総括的なこともございますので、私のほうから御回答を申し上げます。

1点目ですけれども、地方創生臨時交付金の繰越額についてでございます。地方創生臨時交付金の繰越額限度額につきましては、第3次交付限度額のうち、地方単独事業分として交付されておる臨時交付金など、1億4,505万7,000円でありまして、第3次の交付限度額全額は、令和3年3月1日に国のほうから示されております。本町では、令和3年度も継続的、安定的に感染症対策を実施するための必要な財源を確保するため、繰越限度額、先ほど言いました1億4,505万7,000円のうち、1億4,381万4,000円を国のほう、本省繰越と希望して要望をしております。

本定例会では、地方創生の臨時交付金といたしまして1億4,196万3,000円計上しております。差額の185万1,000円につきましては、今後、冬頃になるかと思われましても、示されます交付決定額によります国の補助事業等、補助裏等ですね、地方負担額を基礎として算定される交付限度額と合わせまして今後計上させていただきたいというふうに考えております。

2点目でございます。

具体的な活用方法につきましては、先ほど商工関係の部署でしたので、産業観光課長が御答弁申し上げましたが、基本的な感染症対策や除菌・抗菌などに関わる事業、度重なる時短要請により停滞している経済活動に対する支援などを中心に、国が示す活用事例なども踏まえまして、緊急経済対策及び総合的な経済対策に沿って、各課、各部、所属等で事業の検討を行っております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第17、議案第57号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第57号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ692万6,000円を追加し、予算総額を1億7,072万6,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、歳出においては動物系固形不要物処理に関する経費の所要額を、歳入においては一般会計からの繰入金及び繰越金の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、食肉事業センター管理費の動物系固形不要物処理を委託しておりました事業者が撤退したことに伴い、処分方法の変更が生じ、処分費用が大幅に増額されたことから、委託料を692万6,000円の増額をいたしました。

次に、6ページ、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、340万円を増額いたしました。

次に、款5繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として352万6,000円を充てるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 最後に、日程第18、選任第6号 予算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、養老町議会委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、予算特別委員会委員には、西脇康君、清水由美子君、小寺光信君、岩永義仁君、長澤龍夫君、大橋三男君、吉田太郎君、早崎百合子君、野村永一君、田中敏弘君、松永民夫君、水谷久美子君、以上の12名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、予算特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに予算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

（午前11時33分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に予算特別委員会が開催されました。その結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 予算特別委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に予算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、松永民夫が指名推選により、また副委員長には水

谷久美子委員が指名推選により選任をされました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら一般会計及び各特別会計等の予算の審査を慎重に行いたいと存じております。

なお、審査に当たりましては、各事業の進捗状況を十分に把握するとともに、税収等の増減や補助金の獲得などにより、財源に更正があった場合においても、長期的な推移等も十分検討しながら、全事業について慎重な審査を行いたいと思います。特に、今回もコロナ対策の費用がたくさん入っておりますので、継続的な視点を持って、決算議会に生かしていきたいと存じます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

なお、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は6月9日水曜日、午前9時30分から、また予算特別委員会は6月10日木曜日、午前9時30分から開催されるよう要請いたします。

○議長（北倉義博君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日6月5日から6月16日までの12日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月5日から6月16日までの12日間は休会することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会します。

なお、議会2日目は6月17日木曜日、午前9時30分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時46分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月4日

議 長 北 倉 義 博

議 員 岩 永 義 仁

議 員 長 澤 龍 夫